

5 届出に関するQ & A

(1) 届出に関すること

Q	敷地が誘導区域内外にわたる場合は、届出は必要ですか？
A	一部でも誘導区域内にかかっている場合は、届出は不要です。

Q	都市計画区域の区域外（豊栄町、福富町）での届出は必要ですか？
A	不要です。

Q	地区計画による届出が必要な場合でも、本計画の届出は必要ですか？
A	必要です。

(2) 住宅に関すること

Q	届出の対象となる「住宅」とは、どのようなものですか？
A	建築基準法において「住宅」に該当する部分を一部でも含むと判断されるものは、「住宅」として取り扱います。 (戸建住宅、長屋、共同住宅又は兼用住宅は、届出の対象となります。)

Q	戸建住宅が届出対象となるのは、どのような場合ですか？
A	同じ建築主が、同一時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合に、届出が必要となります。 ※届出の必要性の有無は、事前に都市計画課までお問合せください。

(3) 誘導施設に関すること

Q	建物の一部に誘導施設を含む場合は、届出は必要ですか？
A	一部でも誘導施設を有する場合は、届出が必要です。

Q	1つの建物で、複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれの施設毎に必要ですか？
A	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。

Q	誘導施設のホテルの「商業機能」とは、どのようなものですか？
A	宿泊者以外の方も利用できる「レストラン・カフェ・ケーキ屋」等を想定しています。主として宿泊者の利用を対象とした施設（朝食会場・お土産屋等）のみを有するホテルは、届出の対象外となります。

Q	開発行為を行った後に誘導施設を建築する場合は、開発行為の前に届出をすればよいのですか？
A	開発行為の着手前に、開発行為と建築行為の届出を提出することは可能です。ただし、内容に変更が生じた場合は、その都度、変更届出が必要となります。そのため、できる限りそれぞれの行為の着手前に提出をお願いします。

Q	都市機能誘導区域内の別の場所へ移転する場合でも、休廃止の届出が必要ですか？
A	必要です。

(4) その他全般

Q	届出は、何部必要ですか？
A	2部（正・副）提出をお願いします。 市で内容を確認した後に、副本を返却します。

Q	副本の返却までには、どれくらいの日数を要しますか？
A	10日間程度です。 ※提出書類の不足や図面の修正等があった場合は、この限りではありません。

Q	誘導区域の範囲は、どこで確認できますか？
A	都市計画課のホームページで確認できます。

Q	届出に関する罰則はありますか？
A	届出行為の対象となる開発行為又は建築行為は、「届出をしない場合」や「虚偽の届出をして開発又は建築行為等を行った場合」に、都市再生特別措置法に基づき罰金に処せられる場合があります。 なお、誘導施設の休廃止に係る届出は、罰則はありません。

6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市 都市部 都市計画課

TEL：082-420-0954（直通）

FAX：082-421-3233（直通）

メール：hgh200954@city.higashihiroshima.lg.jp（直通）